

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	非公表
工事等の名称	建物賃貸借契約（上本郷放課後児童クラブ分室に係る長期継続契約）
工事等の場所	千葉県松戸市北松戸二丁目18番地の14
種 別	建物賃貸借契約
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日
契約金額	月額 120,000円（税抜）
工事等の概要	上本郷放課後児童クラブの実施場所としての建物賃貸借
随意契約の理由	<p>保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業を行う、松戸市放課後児童健全育成事業（以下、「事業」という。）を実施するにあたり、適正な事業を図るため、上本郷小学校周辺の施設において、国の基準である児童一人につき1.65㎡以上の専用区画を満たす規模の面積を確保できること、放課後児童健全育成事業のサービスの低下につながらぬよう上本郷小学校の近傍に位置することを賃借条件として検討してまいりました。ル・ソルボンヌ北松戸（千葉県松戸市北松戸二丁目18番地の14）については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間、および令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間において賃貸借契約の実績があり、事業を実施するにあたり新たに改修等を要しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同建物の所有者と随意契約をするものです。</p>